

○北本市自転車問題審議会規則

平成元年 7 月 1 日規則第17号

改正

平成 6 年 3 月 30 日規則第 5 号

平成12年 3 月 1 日規則第 2 号

平成16年 3 月 31 日規則第13号

平成20年 3 月 31 日規則第 7 号

平成24年 6 月 20 日規則第28号

北本市自転車問題審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和56年条例第26号）第 3 条の規定に基づき、北本市自転車問題審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 自治会長
- (3) 事業者
- (4) 公募による市民

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民経済部くらし安全課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年規則第5号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年規則第13号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第7号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。